

大通り公園 1 区～ 3 区リニューアル事業公募設置等に係る
基本協定書(案)

令和 年 月

横浜市

目次

第1章 総則

- 第1条 (目的)
- 第2条 (定義)
- 第3条 (事業遂行の指針)
- 第4条 (地域への説明)
- 第5条 (事業区域、事業内容及び手続き等)
- 第6条 (乙の役割分担及び手続き等)
- 第7条 (事業期間)
- 第8条 (認定公募設置等計画の認定の有効期間)
- 第9条 (公租公課)
- 第10条 (乙による資金調達)
- 第11条 (認定公募設置等計画の変更)
- 第12条 (許認可及び届出等)
- 第13条 (施設の設計及び整備工事に伴う各種調査)
- 第14条 (施設の整備工事に伴う周辺の安全及び環境対策)
- 第15条 (土地の契約不適合責任等)
- 第16条 (関係事業者との連携)
- 第17条 (自己責任)
- 第18条 (総括責任者)

第2章 公募対象公園施設の設計・整備工事

- 第19条 (公募対象公園施設に係る経費及び財産権)
- 第20条 (設計)
- 第21条 (工事責任者の設置)
- 第22条 (整備工事)
- 第23条 (第三者の使用)
- 第24条 (保険)
- 第25条 (許可)
- 第26条 (許可の取り消し等)
- 第27条 (変更許可申請)
- 第28条 (廃止届)
- 第29条 (許可の更新)
- 第30条 (説明及び立会いの要求)
- 第31条 (中間確認)
- 第32条 (乙による完成検査)
- 第33条 (甲による完了検査)

- 第 34 条 (工事期間の変更)
- 第 35 条 (工事の一時中止)
- 第 36 条 (整備工事の一時中止による費用等の負担)
- 第 37 条 (工事中に第三者に与えた損害)

第 3 章 特定公園施設の設計・整備工事

- 第 38 条 (設計)
- 第 39 条 (設計の変更)
- 第 40 条 (工事責任者の設置)
- 第 41 条 (整備工事)
- 第 42 条 (第三者の使用)
- 第 43 条 (保険)
- 第 44 条 (許可)
- 第 45 条 (許可の取り消し等)
- 第 46 条 (変更許可申請)
- 第 47 条 (廃止届)
- 第 48 条 (許可の更新)
- 第 49 条 (説明及び立会いの要求)
- 第 50 条 (中間確認)
- 第 51 条 (乙による完成検査)
- 第 52 条 (甲による完了検査)
- 第 53 条 (工事期間の変更)
- 第 54 条 (工事の一時中止)
- 第 55 条 (整備工事の一時中止による費用等の負担)
- 第 56 条 (工事中に第三者に与えた損害)

第 4 章 特定公園施設の引渡し

- 第 57 条 (引渡し)
- 第 58 条 (契約不適合責任)

第 5 章 利便増進施設の設計・整備

- 第 59 条 (利便増進施設の設計・整備工事)

第 6 章 公募対象公園施設の管理運営

- 第 60 条 (公募対象公園施設の設置許可等)
- 第 61 条 (管理運営)
- 第 62 条 (第三者による使用)
- 第 63 条 (許可の取り消し等)
- 第 64 条 (変更許可申請)

- 第 65 条 (廃止届)
- 第 66 条 (許可の更新)
- 第 67 条 (改善命令)

第 7 章 特定公園施設及びその他公園施設の管理運営

- 第 68 条 (特定公園施設及びその他公園施設の管理許可等)
- 第 69 条 (管理運営)
- 第 70 条 (許可の取り消し等)
- 第 71 条 (変更許可申請)
- 第 72 条 (廃止届)
- 第 73 条 (許可の更新)
- 第 74 条 (改善命令)
- 第 75 条 (市民協働事業)
- 第 76 条 (市民協働事業の目的)
- 第 77 条 (協働契約の締結)
- 第 78 条 (役割の分担)
- 第 79 条 (経費の分担)
- 第 80 条 (公開の原則)
- 第 81 条 (第三者との共同事業の制限)
- 第 82 条 (損害賠償)

第 8 章 利便増進施設の管理運営

- 第 83 条 (利便増進施設の管理運営)

第 9 章 リニューアルエリア内でのイベント開催及びマネジメント業務

- 第 84 条 (行為許可)
- 第 85 条 (行為の実施)
- 第 86 条 (許可の取り消し等)
- 第 87 条 (変更許可申請)
- 第 88 条 (イベントマネジメント)

第 10 章 認定計画提出者の責務と行為の制限等

- 第 89 条 (管理運営等)
- 第 90 条 (安全対策及び事故等への対応)
- 第 91 条 (行為の制限)
- 第 92 条 (私権の制限)
- 第 93 条 (事業の調査等)
- 第 94 条 (委託の禁止等)
- 第 95 条 (保険)

第11章 事業実施に当たっての負担区分等

- 第96条 (リスク分担)
- 第97条 (損害賠償等)
- 第98条 (第三者に与えた損害)

第12章 不可抗力及び法令等の変更

- 第99条 (不可抗力発生時の対応)
- 第100条 (不可抗力発生時の業務停止)
- 第101条 (不可抗力による損害等)
- 第102条 (不可抗力による協定解除)
- 第103条 (法令等の変更による損害等)
- 第104条 (法令等の変更による協定解除)
- 第105条 (保証金)

第13章 事業計画、報告及び評価、事業内容の変更、中止等

- 第106条 (事業計画、報告及び評価)
- 第107条 (事業内容の変更、一時中止等)
- 第108条 (暴力団員等による不当要求を受けた場合の報告等)

第14章 協定の解除等

- 第109条 (甲による協定の解除等)
- 第110条 (乙による協定解除)
- 第111条 (甲乙の合意による協定の解除等)
- 第112条 (協定の解除等の公表)
- 第113条 (認定公募設置等計画の認定取り消し)
- 第114条 (公募対象公園施設の解除に伴う措置)
- 第115条 (特定公園施設の解除に伴う措置)
- 第116条 (利便増進施設の解除に伴う措置)

第15章 原状回復の義務

- 第117条 (原状回復の義務)
- 第118条 (設計)
- 第119条 (設計の変更)
- 第120条 (工事責任者の設置)
- 第121条 (原状回復工事)
- 第122条 (第三者の使用)
- 第123条 (保険)
- 第124条 (許可)

- 第 125 条 (許可の取り消し等)
- 第 126 条 (変更許可申請)
- 第 127 条 (廃止届)
- 第 128 条 (許可の更新)
- 第 129 条 (説明及び立会いの要求)
- 第 130 条 (乙による完成検査)
- 第 131 条 (甲による完了検査)
- 第 132 条 (工事期間の変更)
- 第 133 条 (工事の一時中止)
- 第 134 条 (原状回復工事の一時中止による費用等の負担)
- 第 135 条 (工事中に第三者に与えた損害)

第 16 章 補則

- 第 136 条 (届出義務)
- 第 137 条 (協議)
- 第 138 条 (著作権の使用)
- 第 139 条 (特許権等の使用)
- 第 140 条 (協定上の地位の譲渡)
- 第 141 条 (秘密保持)
- 第 142 条 (個人情報保護)
- 第 143 条 (情報公開の責務)
- 第 144 条 (計算単位等)
- 第 145 条 (通知先等)
- 第 146 条 (準拠法)
- 第 147 条 (管轄裁判所)
- 第 148 条 (補則)

別表 リスク分担表

別図 事業区域

別紙 個人情報取扱特記事項

大通り公園1区～3区リニューアル事業公募設置等に係る
基本協定書

横浜市（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、大通り公園1区～3区リニューアル事業公募設置等の実施（以下「本事業」という。）に関する必要な事項を定めるため、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（目的）

第1条 本協定は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）並びに横浜市公園条例（以下「条例」という。）並びに関係法令等の定めるところに従い、「大通り公園1区～3区リニューアル事業公募設置等指針（以下単に「公募設置等指針」という。）」を受けて、乙が甲に提出し、甲が認定した「大通り公園1区～3区リニューアル公募設置等計画（以下単に「認定公募設置等計画」という。）」に基づき、甲乙が相互に協力し、本事業を確実かつ円滑に推進するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 本協定書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公募設置等指針とは、前条よって定義され、甲が公表した様式、資料等、質問回答書を含むものとする。
- (2) 認定公募設置等計画とは、法第5条の7に定義されるものをいう。
- (3) 公募対象公園施設とは、法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」として設置及び管理運営されるものをいう。
- (4) 特定公園施設とは、認定公募設置等計画に従い法第5条の2第2項第5号に規定する「特定公園施設」として建設、譲渡及び管理運営されるものをいう。
- (5) 利便増進施設とは、法第5条の2第2項第6号に規定する「利便増進施設」として設置及び管理運営されるものをいう。
- (6) その他公園施設とは、大通り公園1区～3区のうち、公募対象公園施設、特定公園施設及び利便増進施設として建設されるもの以外の公園施設をいう。
- (7) 設置許可とは、甲が、法第5条の規定に基づき、乙に対し、公園施設を設置し、管理運営することを認め、与える許可をいう。
- (8) 管理許可とは、甲が、法第5条の規定に基づき、乙に対し、公園施設を管理運営することを認め、与える許可をいう。
- (9) 占用許可とは、甲が、法第6条の規定に基づき、乙に対し、公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けることを認め、与える許可をいう。
- (10) 特定公園施設譲渡契約とは、甲と乙が本協定とは別に契約する特定公園施設の譲渡に関する契約をいう。

- (11) 協働契約とは、横浜市市民協働条例（平成 24 年 6 月条例第 34 号）第 8 条に規定する市民協働事業の基本原則に則り、条例第 12 条第 1 項に基づき、事業年度ごとに締結される契約をいう。
- (12) イベントとは、音楽会及び展示会等の催し物のほか、キッチンカーによる出店及びワークショップの開催等の行為をいう。

（事業遂行の指針）

第 3 条 乙は、本事業を、法及び条例並びに関係法令等を遵守しつつ、本協定、公募設置等指針等及び認定公募設置等計画に従って遂行するものとする。

（地域への説明）

第 4 条 乙は、公募設置等計画の認定までに地域への説明を行い、理解を得られるように十分努めるものとする。

（事業区域、事業内容及び手続き等）

第 5 条 乙は、別図に示す事業区域（以下「リニューアルエリア」という。）において、認定公募設置等計画に基づき、本協定締結後、次の各号の業務について、甲及び各関係機関等との協議を経て内容を確定し、本事業を行うものとする。なお、本協定の中の「本事業」とは、これら一連の業務全てをいう。

- (1) 公募対象公園施設の設計業務、整備業務、管理運営業務、原状回復業務
- (2) 特定公園施設の設計業務、整備業務、甲への譲渡業務、管理運営業務
- (3) その他公園施設の管理運営業務
- (4) 利便増進施設の設計業務、整備業務、管理運営業務、原状回復業務【注：任意提案】
- (5) リニューアルエリア内でのイベント実施業務

2 乙は、前項の業務を行うに当たって、業務に着手する前に、次表に定める手続きを行わなければならない。

業務内容		必要な手続き
公募対象公園施設	整備業務	設計図書及び工事工程表の承諾（着工前）
		工事期間中の設置許可の取得（着工前）
	管理運営業務	工事完了後、乙及び甲による完了検査
		設置許可の取得（管理運営業務の開始前）
	原状回復業務	設計図書及び工事工程表の承諾（着工前）
		工事期間中の設置許可の取得（着工前）
特定公園施設	整備業務	設計図書及び工事工程表の承諾（着工前）
		設置許可（管理許可を含む。）の取得（着工前）
	管理運営業務	工事完了後、乙及び甲による完了検査
		工事完了後、乙から甲への譲渡
		管理運営業務に係る協働契約の締結（管理運営業務の開始前）

		管理許可の取得（管理運営業務の開始前）
その他公園施設	管理運営業務	管理運営業務に係る協働契約の締結（管理運営業務の開始前）
		管理許可の取得（管理運営業務の開始前）
利便増進施設 【注：任意提案】	整備業務	設計図書及び工事工程表の承諾（着工前）
		工事期間中の占用許可の取得（着工前）
	管理運営業務	工事完了後、乙及び甲による完了検査
		占用許可の取得（管理運営業務の開始前）
		設計図書及び工事工程表の承諾（着工前）
原状回復業務	工事期間中の占用許可の取得（着工前）	

（乙の役割分担及び手続き等）

第6条 本事業の実施に際し、乙は、次のとおり分担して実施するものとする。

業務名	担当法人
公募対象公園施設の設計・整備業務	
公募対象公園施設の管理運営業務	
特定公園施設の設計・整備業務	
特定公園施設及びその他公園施設の管理運営業務	
利便増進施設の設計・整備業務【注：任意提案】	
利便増進施設の管理運営業務【注：任意提案】	
イベント実施業務	

- 2 本協定に基づく債務の履行については、乙が、甲に対して最終責任を負うものとする。
- 3 乙が共同事業体の場合、乙は認定公募設置等計画等に基づく許可申請時に、組合契約書の写しを添付すること。
- 4 乙が共同事業体の場合、公園使用料の請求・納付については、甲は乙の代表法人に請求し、乙の代表法人が一括して納付する。
- 5 乙は共同事業体を構成する法人を変更する場合は、甲の承認を得た後に組合契約の変更契約を締結し、甲へ組合契約書の写しを提出すること。

（事業期間）

第7条 本協定の有効期間（以下「事業期間」という。）は、令和●年●月●日（本協定締結日）から第117条に定める原状回復が完了するまでとする。

（認定公募設置等計画の認定の有効期間）

第8条 認定公募設置等計画の認定の有効期間は、公募対象公園施設の供用開始日から●年間とする。

(公租公課)

第9条 本事業に関連して生じる公租公課は、乙の負担とする。

(乙による資金調達)

第10条 本事業に関連する資金の調達は、全て乙の責任において行うものとする。

(認定公募設置等計画の変更)

第11条 乙は、認定公募設置等計画を変更しようとする場合においては、法第5条の6の規定に基づき甲の認定を受けなければならない。

2 前項に基づき認定公募設置等計画が変更された場合、必要に応じて甲乙協議の上、本協定を変更できることとする。

(許認可及び届出等)

第12条 乙は、本協定に基づき必要な許認可の手続き及び協定期間の開始時及び終了時の業務の引継ぎを自ら行わなければならない。ただし、甲が自ら行う必要がある許認可についてはこの限りではない。

2 乙は、前項の許認可に際しては、甲に報告を行うものとする。

3 甲及び乙は、どちらか一方からの要請がある場合、許認可に必要な資料の提出その他必要な事項について協力するものとする。

(施設の設計及び整備工事に伴う各種調査)

第13条 乙は、甲の求めに応じて、本事業の設計及び整備工事に必要な測量、地質等の調査を自らの責任と費用負担において行うものとする。これらの調査等を乙が行う場合、完了した際は遅延なく甲に結果を報告しなければならない。

2 乙は、試掘等により既存の水道管及び電気管等の埋設物の状況を把握しなくてはならない。なお、既設の水道管及び電気管等を、乙が破損等した場合は、乙の負担により復旧させなければならない。

(施設の整備工事に伴う周辺の安全及び環境対策)

第14条 乙は、自らの責任と費用負担において、来園者の安全、騒音、振動、土壌汚染、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気、電波障害その他の本事業に係る施設の整備工事が周辺の安全及び環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の周辺の安全及び環境対策（以下本条において「周辺の安全及び環境対策」という。）を実施するものとする。この場合において、甲及び乙は、周辺の安全及び環境対策の実施の方法等について事前に協議するものとし、乙は、甲に対して、事後にその内容及び結果を報告するものとする。

2 乙は、前項の周辺の安全及び環境対策の不調を理由として認定公募設置等計画の変更をすることはできない。ただし、第11条第1項に基づき、事前に甲の認定を受けた場合は、この限りでない。

3 周辺の安全及び環境対策の結果、生じた増加費用及び損害については、乙が負担するものとする。

(土地の契約不適合責任等)

第15条 甲は乙に対し、リニューアルエリアについて一切の契約不適合責任を負担しない。

2 リニューアルエリアにおける土壌汚染・地中障害物・埋蔵文化財等のリスクは、すべて乙の負担とする。

(関係事業者との調整)

第16条 乙は、本事業の円滑な推進を目的として、大通り公園周辺施設の関係事業者との調整を実施するものとする。

(自己責任)

第17条 乙は、本協定、設置許可、管理許可、占用許可及び協働契約に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に係る一切の責任を負うものとする。また、乙が、本事業に関し、第三者との間で紛争を生じ、又は損害を及ぼしたときは、乙はその紛争、損害の一切について、自己の責任と費用で解決するものとし、甲に対して、補償等の名目のいかなるを問わず、金銭その他いかなる要求もしないものとする。

2 乙は、本協定、設置許可、管理許可、占用許可及び協働契約に別段の定めがある場合を除き、本事業に関する乙から甲に対する報告、通知又は説明を理由として、いかなる本協定、設置許可、管理許可及び占有許可及び協働契約上の責任をも免れず、当該報告、通知又は説明を理由として、甲は何ら責任を負担しない。

(総括責任者)

第18条 乙は、協定期間中、本事業の全体を総合的に把握し調整を行う総括責任者を定め、業務の開始前にその氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。総括責任者を変更したときも同様とする。なお、総括責任者は乙の従業員から選定する。

第2章 公募対象公園施設の設計・整備工事

(公募対象公園施設に係る経費及び財産権)

第19条 公募対象公園施設の設計業務、整備業務及び管理運営業務に係る全ての費用及び手数料等一切の経費は、別に定めのない限り乙が負担する。

2 本事業において、乙が設置した公募対象公園施設の財産権は、乙に帰属する。

(設計)

第20条 乙は、本協定締結日以降、速やかに公募対象公園施設の設計業務に着手しなければならない。

2 乙は、公募設置等指針及び認定公募設置等計画に基づき、関係法令等を遵守し、業務を行わなければならない。また、設計業務完了後、設計図書を甲に提出の上、承諾を受けなければならない。

3 設計に当たり、必要な調査や法令等に基づく手続きは、乙の負担とする。

- 4 乙は、公募対象公園施設の設計に関する一切の責任を負うものとする。
- 5 乙は、公募対象公園施設の設計の状況について、随時甲からの求めに応じて報告しなくてはならない。
- 6 甲は、提出された図書について確認し、修正すべき点がある場合には、修正を指示することができる。

(工事責任者の設置)

第21条 乙は、公募対象公園施設の工事着手前に、工事責任者を設置し、甲に報告しなければならない。工事責任者は、全ての工事現場の運営・監理を総括し、甲に工事に係る必要な報告を行うほか、工事に係る甲の指示がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行する責務を負う。

(整備工事)

第22条 乙は、第20条第2項に定める設計図書及び本条第3項に規定する工事計画書の承諾後、速やかに公募対象公園施設の工事に着手しなければならない。

- 2 乙は、第20条第2項に定める設計図書及び本条第3項に規定する工事計画書に基づき、公募対象公園施設の工事を行うものとする。
- 3 乙は、公募対象公園施設の工事着手前に、公募対象公園施設の詳細図面、工事内容、工事期間、工事全体工程表及び各工程における施工方法を記載した工事計画書（以下「公募対象公園施設工事計画書」という。）を作成し、甲に提出するものとする。
- 4 甲及び乙は、前項に規定する公募対象公園施設工事計画書について、内容の変更に関する協議を行うことができる。
- 5 甲は、提出された公募対象公園施設工事計画書を審査し、本協定、公募設置等指針及び認定公募設置等計画の趣旨に合致していれば、これを承諾するものとする。
- 6 乙は、公募対象公園施設工事計画書の承諾後、1週間以内に、工事着手日、工事完成日及び供用開始日を定めた工事工程を書面により甲へ提出し、甲の承諾を得なければならない。
- 7 工事実施に当たり、必要な調査や法令等の手続きは、乙の負担とする。

(第三者の使用)

第23条 乙は、公募対象公園施設の整備工事に当たって第三者を使用する場合、事前に書面により甲に届け出なければならない。

- 2 前項の規定に基づく第三者の使用は全て乙の責任において行うものとし、公募対象公園施設の整備工事に関して乙が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、乙の責めに帰すべき事由とみなす。

(保険)

第24条 乙は、自己の費用において、整備を進める上で必要な保険について保険契約を締結しなければならない。

- 2 乙は、工事着手前までに、前項の保険証書の写しを甲に提出しなければならない。

(許可)

第25条 乙は、公募対象公園施設の整備工事着手までに、公募対象公園施設の工事に係る設置許可を得なくてはならない。

- 2 設置許可申請書には、第20条第2項に規定する設計図書及び第22条第3項に規定する公募対象公園施設工事計画書を添付しなければならず、甲は、当該資料等を審査し、法及び認定公募設置等計画に適合していれば、設置許可を与えるものとする。
- 3 公募対象公園施設の工事に係る設置許可使用料は全額減免とする。

(許可の取り消し等)

第26条 甲は、都市公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合、その他法に定める事由が生じた場合においては、法第27条第2項及び法第28条の規定を適用することとする。

- 2 甲は、乙が都市公園関係法令又は許可条件に違反した場合には、第25条第2項に基づく設置許可(管理許可を含む。)を取消し、又はその効力を停止することがある。この場合においては、乙に損失が生じても、甲は、その補償をしないものとする。

(変更許可申請)

第27条 乙が、第25条第1項に基づく設置許可を受けた事項を変更しようとするときは、甲の許可を得なければならない。

- 2 乙は、前項に基づく変更の結果、認定公募設置等計画に定める事項の変更が必要となった場合は、甲と協議し、甲の認定を得た上で、認定公募設置等計画を変更するものとする。

(廃止届)

第28条 乙が、第25条第1項に基づく設置許可を廃止しようとするときは、甲と協議を成立させた上で、当該事項を記載した廃止届を甲に提出しなければならない。

(許可の更新)

第29条 乙は、第25条第1項に基づく設置許可期間の終了前の甲の指定する期日までに再度許可申請を行うことができる。甲は、当該許可申請を審査し、法及び認定公募設置等計画に合致していれば、許可を更新するものとする。

- 2 乙は、法の規定その他、合理的な理由によって甲が許可の更新を認めない場合においても、甲に補償や損害賠償を請求することはできない。
- 3 甲は、乙の許可申請が認定公募設置等計画に合致していない場合、乙に対し、許可申請の補正を求めることができる。この場合、乙は速やかに許可申請書を補正しなければならない。

(説明及び立会いの要求)

第30条 乙は、甲が公募対象公園施設の整備状況その他甲が必要とする事項について説明及び立会いを求めた場合、これに応じなければならない。

- 2 前項に規定する説明及び立会の結果、整備の状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。
- 3 甲は、整備期間中、事前の通知なしに公募対象公園施設の整備工事に立会うことができる。
- 4 乙は、甲が第1項及び前項に規定する説明を受けたこと又は立会を行ったことを理由として、公募対象公園施設の整備工事の全部又は一部に契約不適合があった場合における責任を、甲に求めることができない。

(中間確認)

第31条 甲は、公募対象公園施設が設計図書等に従い整備されていることを確認するために、整備期間中、必要な事項に関する中間確認を実施することができる。

- 2 中間確認の結果、整備状況が設計図書等の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。
- 3 乙は、甲が本条に規定する中間確認を行ったことを理由として、公募対象公園施設の整備工事の全部又は一部に契約不適合があった場合における責任を、甲に求めることができない。

(乙による完成検査)

第32条 乙は、自己の責任及び費用において、公募対象公園施設が設計図書に従い建設されていることを確認する社内検査及び法令により定められた検査等を含む完成検査を行うものとする。乙は、完成検査の日程を、事前に甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定に従い行う完成検査に立ち会うことができる。なお、甲は、必要と認める場合、乙に必要最低限の破壊検査を行わせることができる。この場合において、検査又は復旧に要する費用は乙の負担とする。
- 3 乙は、甲が本条に規定する完成検査への立会を行ったこと又は破壊検査を行ったことを理由として、公募対象施設の整備工事の全部又は一部に契約不適合があった場合における責任を、甲に求めることができない。
- 4 乙は、完成検査に対する甲の立会の有無を問わず、甲に対して完成検査の結果を公募対象公園施設の工事完了予定日までに、報告するものとする。

(甲による完了検査)

第33条 甲は、工事完了後、乙の完成検査の報告に基づき、公募対象公園施設の完了検査を実施するものとする。

- 2 完了検査の結果、公募対象公園施設の整備状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従うものとする。乙は、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。
- 3 甲は、前項の是正の完了の報告を受けた場合、再度完了検査を実施するものとする。
- 4 前項の再度の完了検査は、第2項の規定を準用して行うものとする。
- 5 甲は、完了検査の合格を理由として、公募対象公園施設の設計又は施工の全部又は一部について何らの責任も負担せず、又、乙は、これを理由として、本協定上の乙の責任を何ら軽減又は免除されるものではない。

(工事期間の変更)

第34条 乙は、不可抗力又は乙の責めに帰すことのできない事由により公募対象公園施設の整備に係る工事期間を遵守できないときは、工事期間の変更を請求することができる。この場合において、甲は、乙と協議の上、合理的な工事期間を定めるものとし、乙はこれに従うものとする。

(工事の一時中止)

第35条 甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知した上で、公募対象公園施設の工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

2 甲は、前項に従い公募対象公園施設の工事の全部又は一部の施工を中止させた場合、乙と協議の上、必要があると認めるときは工事期間を変更することができる。

(整備工事の一時中止による費用等の負担)

第36条 甲は、前条による整備工事の一時中止が、乙の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、公募対象公園施設の整備工事の続行に備え、工事現場を維持するための費用、労働者や建設機械器具等を保持するための費用、又は特定公園施設等の整備工事の一時中止やその続行に起因して合理的な増加費用が必要となり、若しくは乙が損害を被ったときは、乙との間で必要な措置を行うため協議するものとし、補償については、法の規定に従うものとする。

2 前項の場合を除き、不可抗力又は法令等の変更により、公募対象公園施設の供用開始予定日を変更し、又はかかる整備工事の一時中止が必要となる場合、合理的な増加費用及び損害は、第12章に従いその負担を定める。

(工事中に第三者に与えた損害)

第37条 乙が公募対象公園施設の工事に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合、乙は、当該第三者に対して係る損害を賠償する責務を負うものとする。この場合において、乙は損害内容等を記した書面を作成し、甲に報告しなければならない。

第3章 特定公園施設の設計・整備工事

(設計)

第38条 乙は、本協定締結日以降、速やかに特定公園施設の設計業務に着手しなければならない。

2 乙は、公募設置等指針及び認定公募設置等計画に基づき、関係法令等を遵守し、業務を行わなければならない。また、設計業務完了後、設計図書を甲に提出の上、承諾を受けなければならない。

3 設計に当たり、必要な調査や法令等の手続きは、乙の負担とする。

4 乙は、特定公園施設の設計に関する一切の責任を負うものとする。

5 乙は、特定公園施設の設計にあたっては、ライフサイクルコストに十分配慮しなければならない。

6 甲は、特定公園施設の設計の状況について、随時乙からの報告を求めることができる。

7 甲は、提出された図書について確認し、修正すべき点がある場合には、修正を指示することができる。

（設計の変更）

第39条 甲は、甲が必要と認める場合は、前条第2項の承諾した後であっても、設計図書について変更及び修正すべき点がある場合には、変更及び修正を指示することができる。

2 前項の規定により設計図書を変更及び修正する場合は、乙が当該費用を負担するものとする。ただし、当該設計変更及び修正が甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲が、当該費用を負担するものとする。

（工事責任者の設置）

第40条 乙は、特定公園施設の工事着手前に、工事責任者を設置し、甲に報告しなければならない。工事責任者は、全ての工事現場の運営・監理を統括し、甲に工事現場に係る必要な報告を行うほか、工事現場に係る甲の指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行する責務を負う。

（整備工事）

第41条 乙は、第38条第2項に定める設計図書及び本条第3項に規定する工事計画書の承諾後、速やかに特定公園施設の工事に着手しなければならない。

2 乙は、第38条第2項に定める設計図書及び本条第3項に規定する工事計画書に基づき、特定公園施設の工事を行うものとする。

3 乙は、特定公園施設の工事着手前に、特定公園施設の詳細図面、工事内容、工事期間、工事全体工程表及び各工程における施工方法を記載した工事計画書（以下「特定公園施設工事計画書」という。）を作成し、甲に提出するものとする。

4 甲及び乙は、前項に規定する特定公園施設工事計画書について、必要があると認められる場合には、内容の変更に関する協議を行うことができる。

5 甲は、提出された特定公園施設工事計画書を審査し、本協定、公募設置等指針及び認定公募設置等計画の趣旨に合致していれば、これを承諾するものとする。

6 乙は、特定公園施設工事計画書の承諾後、1週間以内に、工事着手日、工事完成日を定めた工事工程を書面により甲へ提出し、甲の承諾を得なければならない。

7 工事実施に当たり、必要な調査や法令等の手続きは、乙の負担とする。

（第三者の使用）

第42条 乙は、特定公園施設の整備工事に当たって第三者を使用する場合、事前に書面により甲に届け出なければならない。

2 前項の規定に基づく第三者の使用は全て乙の責任において行うものとし、特定公園施設の整備工事に関して乙が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、乙の責めに帰すべき事由とみなす。

(保険)

第43条 乙は、自己の費用において、損害保険会社と保険契約を締結しなければならない

2 乙は、工事着手前までに、前項の保険証書の写しを甲に提出しなければならない。

(許可)

第44条 乙は、特定公園施設の整備工事着手までに、特定公園施設に係る設置許可（管理許可を含む。）申請書を提出して甲の許可を得るものとする。

2 設置許可（管理許可を含む。）申請書には、第38条第2項に規定する設計図書及び第41条第3項に規定する特定公園施設工事計画書を添付しなければならず、甲は、当該資料等を審査し、認定公募設置等計画に合致していれば、許可条件を付し設置許可（管理許可を含む。）を与えるものとする。

3 特定公園施設の工事に係る設置許可（管理許可を含む。）使用料は全額減免とする。

(許可の取り消し等)

第45条 甲は、都市公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合、その他法に定める事由が生じた場合においては、法第27条第2項及び法第28条の規定を適用することとする。

2 甲は、乙が都市公園関係法令又は許可条件に違反した場合には、第44条第2項に基づく設置許可（管理許可を含む。）を取消し、又はその効力を停止することがある。この場合においては、乙に損失が生じても、甲は、その補償をしないものとする。

(変更許可申請)

第46条 乙が、第44条第1項に基づく設置許可（管理許可を含む。）を受けた事項を変更しようとするときは、甲と協議し、甲の承認を得た上で、当該事項を記載した申請書を甲に提出し、その許可を得なければならない。

2 乙は、前項に基づく変更の結果、認定公募設置等計画に定める事項の変更が必要となった場合は、甲と協議し、甲の認定を得た上で、認定公募設置等計画を変更するものとする。

(廃止届)

第47条 乙が、第44条第1項に基づく設置許可（管理許可を含む。）に係る管理を廃止するときは、甲と協議を成立させた上で、当該事項を記載した廃止届を甲に提出しなければならない。

(許可の更新)

第48条 乙は、第44条第1項に基づく設置許可（管理許可を含む。）期間終了前の甲の指定する期日までに再度許可申請を行うものとし、甲は、当該許可申請を審査し、認定公募設置等計画に合致していれば、許可条件を付し許可を更新するものとする。

2 乙は、甲が法令等の変更により許可を更新しない場合でも、甲に補償や損害賠償を請求することはできない。

3 甲は、乙の許可申請が認定公募設置等計画に合致していない場合、乙に対し、許可申請の補正を命令することができる。この場合、乙は速やかに許可申請書を補正しなければならない。

(説明及び立会いの要求)

第49条 甲は、特定公園施設の整備状況その他甲が必要とする事項について、必要に応じて、乙に対して説明及び立会いを求めることができる。

2 前項に規定する説明及び立会いの結果、整備の状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。

3 甲は、整備期間中、事前の通知なしに特定公園施設の整備工事に立会うことができる。

4 乙は、甲が第1項及び前項に規定する説明を受けたこと又は立会を行ったことを理由として、特定公園施設の整備工事の全部又は一部に契約不適合があった場合における責任を、甲に求めることができない。

(中間確認)

第50条 甲は、特定公園施設が設計図書等に従い整備されていることを確認するために、整備期間中、必要な事項に関する中間確認を実施することができる。

2 中間確認の結果、整備状況が設計図書等の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。

3 乙は、甲が本条に規定する中間確認を行ったことを理由として、特定公園施設の整備工事の全部又は一部に契約不適合があった場合における責任を、甲に求めることができない。

(乙による完成検査)

第51条 乙は、自己の責任及び費用において、特定公園施設が設計図書に従い建設されていることを確認する社内検査及び法令により定められた検査等を含む完成検査を行うものとする。乙は、完成検査の日程を、事前に甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定に従い行う完成検査に立ち会うことができる。なお、甲は、甲が必要と認める場合、乙をして、必要最低限の破壊検査を行わせることができる。この場合において、検査又は復旧に要する費用は乙の負担とする。

3 乙は、甲が本条に規定する完成検査への立会を行ったこと又は破壊検査を行ったことを理由として、特定公園施設の整備工事の全部又は一部に契約不適合があった場合における責任を、甲に求めることができない。

4 乙は、完成検査に対する甲の立会の有無を問わず、甲に対して完成検査の結果を特定公園施設の工事完了予定日までに、報告するものとする。

5 乙は、前項の報告の際に、以下の資料を提出しなければならない。

- ・ 実施工程表
- ・ 請負契約一覧
- ・ 工事注文書、工事注文請書
- ・ 請負金額内訳書
- ・ 請負金額内訳明細書
- ・ 請負業者からの請求書
- ・ 出来形調書
- ・ 出来形検査数量計算書

- ・品質管理関係書類
- ・構造計算書
- ・管理費の内訳
- ・工事写真
- ・竣工図
- ・〇〇〇〇

(甲による完了検査)

第52条 甲は、工事完了後、乙の完成検査の報告に基づき、特定公園施設の完了検査を実施するものとする。

2 完了検査の結果、特定公園施設の整備状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従うものとする。乙は、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。

3 甲は、前項の是正の完了の報告を受けた場合、再度完了検査を実施するものとする。

4 前項の再度の完了検査は、第2項の規定を準用して行うものとする。

5 甲は、完了検査の合格を理由として、特定公園施設の設計又は施工の全部又は一部について何らの責任も負担せず、又、乙は、これを理由として、本協定上の乙の責任を何ら軽減又は免除されるものではない。

(工事期間の変更)

第53条 乙は、不可抗力又は乙の責めに帰すことのできない事由により特定公園施設の整備に係る工事期間を遵守できないときは、工事期間の変更を請求することができる。この場合において、甲は、乙と協議の上、合理的な工事期間を定めるものとし、乙はこれに従うものとする。

(工事の一時中止)

第54条 甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知した上で、特定公園施設の工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

2 甲は、前項に従い特定公園施設の工事の全部又は一部の施工を中止させた場合、乙と協議の上、必要があると認めるときは工事期間を変更することができる。

(整備工事の一時中止による費用等の負担)

第55条 甲は、前条による整備工事の一時中止が、乙の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、特定公園施設の整備工事の続行に備え、工事現場を維持するための費用、労働者や建設機械器具等を保持するための費用、又は特定公園施設の整備工事の一時中止やその続行に起因して合理的な増加費用が必要となり、若しくは乙が損害を被ったときは、乙との間で必要な措置を行うため協議するものとし、補償については、法の規定に従うものとする。

2 前項の場合を除き、不可抗力又は法令等の変更により、特定公園施設の供用開始予定日を変更し、又はかかる整備工事の一時中止が必要となる場合、合理的な増加費用及び損害は、第12章に従いその負担を定める。

(工事中に第三者に与えた損害)

第56条 乙が特定公園施設の工事に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合、乙は、当該第三者に対して係る損害を賠償する責務を負うものとする。この場合において、乙は損害内容等を記した書面を作成し、甲に報告しなければならない。

第4章 特定公園施設の引渡し

(引渡し)

第57条 乙は、第52条第1項又は第3項に規定する完了検査に基づき、合格した場合には、甲に対して、特定公園施設を譲渡するものとする。

2 甲と乙は、特定公園施設の譲渡について、財産の取得に係る横浜市議会の議決を条件として、別途、特定公園施設譲渡契約を締結するものとする。

3 前項の特定公園施設譲渡契約の内容は、認定公募設置等計画に基づき、甲と乙が協議し、定めるものとする。

4 甲の責めに帰すべき事由により、乙が特定公園施設譲渡契約に定める引渡期日に特定公園施設の引渡しを行うことができなかつた場合、甲は、その遅延により乙に生じた合理的な範囲の増加費用及び損害を負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由に起因して損害が生じたことにより乙が保険、保証、補償金等を受領した場合には、甲は乙にその内容等について開示を求めることができ、乙は当該保険、保証、補償金等の額を甲が負担すべき額から控除するものとする。

5 不可抗力若しくは法令等の変更、又は乙の責によらざる事由により、乙が特定公園施設譲渡契約に定める引渡期日に特定公園施設の引渡しを行うことができなかつた場合、その遅延により生じた合理的な範囲の増加費用及び損害については、第12章に従いその負担を定める。

6 前2項以外の事由により、乙が特定公園施設譲渡契約に定める引渡期日に特定公園施設の引渡しを行うことができなかつた場合、乙は、その遅延により甲に生じた合理的な範囲の増加費用及び損害を負担するものとする。

(契約不適合責任)

第58条 甲は、特定公園施設の供用開始後の種類、品質又は数量に関して、本協定、公募設置等指針等及び認定公募設置等計画に適合しないときは、乙に対して、相当の期間を定めてその修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

第5章 利便増進施設の設計・整備

(利便増進施設の設計・整備工事)

第59条 利便増進施設の設置及び整備工事は、第2章の規定を準用して行うものとする。この場合において、「公募対象公園施設」を「利便増進施設」に、「設置許可」を「占用許可」に、「設置許可申請書」を「占用許可申請書」に、「設置許可使用料」を「占用許可使用料」に、「公募対象公園施設工事計画書」を「利便増進施設工事計画書」に、それぞれ読み替えて適用するものとする。

第6章 公募対象公園施設の管理運営

(公募対象公園施設の設置許可等)

第60条 乙は、甲より設置許可（管理許可を含む。）を受け、公募対象公園施設の管理運営を行うものとする。

2 乙は甲と協議の上、甲の指定する期日までに、甲に対し、法令に基づく公募対象公園施設の管理運営に係る設置許可（管理許可を含む。）申請書を提出して甲の許可を受けなければならない。

3 設置許可（管理許可を含む。）申請書には、甲と協議の上定めた事項を記載した「公募対象公園施設管理運営計画書」を添付しなければならない。

4 甲は、乙が提出した第3項に規定する公募対象公園施設管理運営計画書を審査し、本協定及び認定公募設置等計画の趣旨に合致していれば、許可条件を付し設置許可（管理許可を含む。）を与えるものとする。

5 本条の許可の期間は、許可の日から10年以内とする。

6 乙は、認定公募設置等計画に基づき、提案した本条の許可に係る公園使用料を甲に支払うこととする。

7 乙は、第6項に規定する使用料を、納付しなければならない。

8 乙による使用料の支払いに遅延があった場合、甲はこれを甲乙間の信頼関係が失われた事由とすることができる。

9 乙は、事業年度ごとに甲が発行する納入通知書により納入期限内に設置許可使用料をそれぞれ納付するものとする。ただし、当該許可日の属する年で、許可の期間が1年に満たない場合は、月割及び日割計算により支払うこととし、円未満の端数が生じるときは切り捨てるものとする。

(管理運営)

第61条 乙は、前条の規定による許可の際に付された許可条件、公募対象公園施設管理運営計画書、その他関係法令等に基づき、適切に管理運営を行うものとする。

(第三者による使用)

第62条 乙は、公募対象公園施設を第三者(公募対象公園施設を一時的に使用する一般利用者を除く。)に使用させる場合は、事前に当該第三者の概要や使用条件等を記載した書面及びその他甲が要求する情報及び資料を甲に提出の上、甲の承認を得なければならない。

- 2 乙は、暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者又は法令等に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されている者に使用させてはならない。
- 3 乙は、別に定めのない限り、認定公募設置等計画の有効期間終了日までに本施設に関する第三者との建物賃貸借契約等を終了させ、第三者を退去させるものとする。この場合において、退去に要する費用(第三者への補償も含む。)は全て乙の負担とする。
- 4 乙は、第1項に規定された公募対象公園施設の全部又は一部を第三者に賃貸又は使用させる場合は、第三者が実施する事業について、認定公募設置等計画に基づくものとし、乙の責任下で、本協定等の規定を順守することとする。

(許可の取り消し等)

第63条 甲は、都市公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合、その他法に定める事由が生じた場合においては、法第27条第2項及び法第28条の規定を適用することとする。

- 2 甲は、乙が都市公園関係法令又は許可条件に違反した場合には、第60条第1項に基づく設置許可(管理許可を含む。)を取消し、又はその効力を停止することがある。この場合においては、乙に損失が生じても、甲は、その補償をしないものとする。

(変更許可申請)

第64条 乙が、第60条第1項に基づく設置許可(管理許可を含む。)を受けた事項を変更しようとするときは、甲と協議し、甲の承認を得た上で、当該事項を記載した申請書を甲に提出し、その許可を得なければならない。

- 2 乙は、前項に基づく変更の結果、認定公募設置等計画に定める事項の変更が必要となった場合は、甲と協議し、甲の認定を得た上で、認定公募設置等計画を変更するものとする。

(廃止届)

第65条 乙が、第60条第1項に基づく設置許可(管理許可を含む。)を廃止するときは、甲と協議し、甲の承認を得た上で、当該事項を記載した廃止届を甲に提出しなければならない。

(許可の更新)

第66条 乙は、第60条第1項に基づく設置許可(管理許可を含む。)の更新を希望するときは、許可期間満了の1年前までに文書により甲に対し意向を表明することとし、甲は、第106条第4項に定める事業評価等により、乙の管理運営が認定公募設置等計画及び本協定の趣旨に合致していると判断できる場合は、認定公募設置等計画の認定の有効期間に限り、これを認めることができるものとする。この場合、乙は、許可期間満了の6か月前までに再度許可申請を行い、許可を受けることができるものとする。

- 2 乙は、法その他法令等の規定やその変更により甲が許可を更新しない場合、若しくは第106条第4項に定める事業評価等により支障があると判断し甲が許可を更新しない場合でも、甲に補償や損害賠償を請求することはできない。

(改善命令)

第67条 甲は乙に対し、必要に応じ、公募対象公園施設について調査し、第60条第3項に規定する公募対象公園施設管理運営計画書に基づく管理運営が適切に行われていないと認めた場合、当該事項について改善を命ずることができるものとする。

第7章 特定公園施設及びその他公園施設の管理運営

(特定公園施設及びその他公園施設の管理許可)

第68条 乙は、甲より管理許可を受け、特定公園施設及びその他公園施設の管理運営を行うものとする。

- 2 乙は甲と協議の上、甲の指定する期日までに、甲に対し、法令に基づく特定公園施設及びその他公園施設の全域の管理運営に係る管理許可申請書を提出し、甲の許可を受けなければならない。
- 3 管理許可申請書には、甲と協議の上定めた事項を記載した「特定公園施設及びその他公園施設管理運営計画書」を添付しなければならない。
- 4 甲は、乙が提出した第3項に規定する特定公園施設及びその他公園施設管理運営計画書を審査し、本協定及び認定公募設置等計画の趣旨に合致していれば、許可条件を付し管理許可を与えるものとする。
- 5 本条の許可の期間は、許可の日から10年以内とする。
- 6 乙は第2項に規定する管理許可申請書の提出に合わせ、特定公園施設及びその他公園施設の管理運営に係る公園使用料減免申請書を甲に提出することができる。
- 7 甲は、乙が提出した前項に規定する公園使用料減免申請書を審査し、本協定及び認定公募設置等計画の趣旨に合致していれば、使用料を免除するものとする。

(管理運営)

第69条 乙は、前条の規定による許可の際に付された許可条件、特定公園施設及びその他公園施設管理運営計画書、協働契約及びその他関係法令等に基づき、適切に管理運営を行うものとする。

(許可の取り消し等)

- 第70条 甲は、都市公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合、その他法に定める事由が生じた場合においては、法第27条第2項及び法第28条の規定を適用することとする。
- 2 甲は、乙が都市公園関係法令又は許可条件に違反した場合には、第68条第1項に基づく管理許可を取消し、又はその効力を停止することができる。この場合においては、乙に損失が生じても、甲は、その補償をしないものとする。

(変更許可申請)

第71条 乙が、第68条第1項に基づく管理許可を受けた事項を変更しようとするときは、甲と協議し、甲の承認を得た上で、当該事項を記載した申請書を甲に提出し、その許可を得なければならない。

2 乙は、前項に基づく変更の結果、認定公募設置等計画に定める事項の変更が必要となった場合は、甲と協議し、甲の認定を得た上で、認定公募設置等計画を変更するものとする。

(廃止届)

第72条 乙が、第68条第1項に基づく管理許可を廃止するときは、甲と協議し、甲の承認を得た上で、当該事項を記載した廃止届を甲に提出しなければならない。

(許可の更新)

第73条 乙は、第68条第1項に基づく管理許可の更新を希望するときは、許可期間満了の1年前までに文書により甲に対し意向を表明することとし、甲は、第106条第4項に定める事業評価等により、乙の管理運営が認定公募設置等計画及び本協定の趣旨に合致していると判断した場合は、認定公募設置等計画の認定の有効期間に限り、これを認めることができるものとする。この場合、乙は、許可期間満了の6月前までに再度許可申請を行い、許可を受けることができるものとする。

2 乙は、法その他法令等の規定やその変更により甲が許可を更新しない場合、若しくは第106条第4項に定める事業評価等により支障があると判断し甲が許可を更新しない場合でも、甲に補償や損害賠償を請求することはできない。

(改善命令)

第74条 甲は乙に対し、必要に応じ特定公園施設及びその他公園施設について調査し、第68条第3項に規定する特定公園施設及びその他公園施設管理運営計画書に基づく管理運営が適切に行われていないと認めた場合、当該事項について改善を命ずることができるものとする。

(市民協働事業)

第75条 甲及び乙は、第68条に基づく特定公園施設及びその他公園施設の日常管理運営について、横浜市市民協働条例（平成24年6月条例第34号）第8条に規定する市民協働事業の基本原則に則り、市民協働事業として取り組むものとする。

(市民協働事業の目的)

第76条 甲及び乙は、公募設置等指針に掲げられた「大通り公園1区～3区のリニューアルコンセプト」に則り、リニューアルを経て生まれ変わった大通り公園の魅力及び周辺環境の向上を図るべく、適切な日常管理運営について協働し事業を進めるという事業目的を共有する。

(協働契約の締結)

第 77 条 甲及び乙は、本協定の有効期間中、事業年度ごとに特定公園施設及びその他公園施設の日常管理運営の協働契約を締結するものとする。なお、事業年度とは、協働契約を締結する年度をいい、令和●年度は協働契約締結の日から翌年 3 月 31 日までとし、以降毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの各年度のこととする。

- 2 甲は、市民協働事業の目的に照らして事前に乙の書面による承諾を得て前項の協働契約を変更、修正、追加することができる。
- 3 甲及び乙は、協働契約が本協定に基づくものであり、本協定に抵触する事項、協働契約に定めのない事項及び協議が生じた事項については、本協定が優先して適用されるものであることを確認する。

(役割の分担)

第 78 条 市民協働事業で行う業務は、甲と乙が協働・協力して行う一切の業務をいい、その役割は次に定めるとおりとし、その他は別途締結する協働契約によるものとする。

(1) 甲の役割

- ・法及び条例に基づく公園利用者に対する行政指導
- ・1 件 100 万円以上の修繕
- ・日常管理費の一部負担

(2) 乙の役割

- ・公園利用者のマナー向上のための取組
- ・緊急時の一次対応
- ・日常管理作業の実施
- ・1 件 100 万円未満の修繕
- ・日常管理費として甲が負担する以外の負担

(経費の負担)

第 79 条 甲及び乙は、市民協働事業を協働して推進するにあたり、事業年度ごとの役割分担、費用負担等を、別途協議の上、協働契約に定めるものとする。

- 2 甲及び乙は、費用負担の協議に際し、賃金水準及び物価の変動に応じ見直しを行うものとする。また、変動分がマイナスの場合も反映するものとする。
- 3 賃金水準及び物価の変動は、次の事業年度の協働契約に反映するものであり、当該事業年度の変動は乙の負担とする。
- 4 甲又は乙は、社会情勢の著しい変動により、賃金水準又は物価の変動を協働契約に反映することが不適当と認めた場合には、相手方に対して協議を申し出ることができる。
- 5 甲及び乙は、前項に定める協議の申出があった場合は、これに応じなければならない。
- 6 賃金水準の変動については、「指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き」を準用する。
- 7 物価の変動については、指定管理者制度を準用する。

(公開の原則)

第 80 条 横浜市協働推進の基本指針、横浜市市民協働条例第 4 条第 2 項、第 8 条第 3 号及び第 15 条第 2 項の規定に基づき、市民協働事業に関する情報及び評価は公開を原則とし、甲及び乙は、それぞれに説明責任を果たすものとする。

(第三者との共同事業の制限)

第 81 条 甲は、乙の同意なくして市民協働事業の全部又は一部を第三者と協働して行ってはならない。
2 乙は、甲の同意なくして市民協働事業の全部又は一部を第三者と協働して行い、又は第三者から受託してはならない。

(損害賠償)

第 82 条 乙は、市民協働事業を実施するにあたり、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、当該損害を賠償しなければならない。ただし、乙の加入する保険等により保証された範囲の損害においては、この限りではない。
2 甲は、市民協働事業を実施するにあたり、甲の責めに帰すべき事由により、乙又は第三者に損害を与えたときは、当該損害を賠償しなければならない。
3 第 1 項及び前項の場合において、甲又は乙が相手方の第三者に対する損害を賠償したときには、甲又は乙は相手方に対して求償権を有するものとする。

第 8 章 利便増進施設の管理運営

(利便増進施設の管理運営)

第 83 条 利便増進施設の管理運営は、第 6 章（第 60 条第 5 項から第 7 項及び第 66 条第 1 項を除く。）の規定を準用して行うものとする。この場合において、「公募対象公園施設」を「利便増進施設」に、「設置許可」を「占用許可」に、「設置許可申請書」を「占用許可申請書」に、「設置許可使用料」を「占用許可使用料」に、「公募対象公園施設管理運営計画書」を「利便増進施設管理運営計画書」に、それぞれ読み替えて適用するものとする。
2 本条の占用許可期間は、許可の日から 1 年以内とする。
3 乙は、占用許可使用料として、1 m²あたり月額 630 円を甲に支払うこととする。ただし、当該許可日の属する年で、許可の期間が 1 年に満たない場合は、月割及び日割計算により支払うこととし、円未満の端数が生じるときは切り捨てるものとする。
4 本条の占用許可使用料は、条例に基づき見直されることがあるため、甲が占用許可使用料を変更した場合、甲は、速やかに新たな占用許可使用料の金額を乙に通知する。

- 5 乙は、占用許可の更新を希望するときは、許可期間満了の前に遅延なく文書により甲に対し意向を表明することとし、甲は、第106条第4項に定める事業評価等により、乙の管理運営が認定公募設置等計画及び本協定の趣旨に合致していると判断できる場合は、認定公募設置等計画の認定の有効期間に限り、これを認めることができるものとする。この場合、乙は、許可期間満了の前に遅延なく再度許可申請を行い、許可を受けることができるものとする。

第9章 リニューアルエリア内でのイベント開催及びマネジメント業務

(行為許可)

第84条 乙は、甲より行為許可を受け、リニューアルエリア内においてイベントを行うものとする。

- 2 乙は甲と協議の上、甲の指定する期日までに、甲に対し、法令に基づく公園内行為許可申請書及び概要の分かる資料を提出し、甲の許可を受けなければならない。
- 3 甲は、前項の規定に基づき提出された申請書等を審査し、実施内容が認定公募設置等計画、本市許可基準及び本協定に合致していれば、許可条件を付し行為許可を与えるものとする。
- 4 許可の期間は、最長1か月とし、月に複数回の実施を認めるものとする。
- 5 乙は、条例に基づき、イベントの実施に係る行為許可使用料を甲に支払うものとする。

(行為の実施)

第85条 乙は、前条の規定による許可の際に行為許可書に付された許可条件を遵守するとともに、その他関係法令等に基づき、適切にイベントを行うものとする。

(許可の取り消し等)

- 第86条 甲は、都市公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合、その他法に定める事由が生じた場合においては、法第27条第2項及び法第28条の規定を適用することとする。
- 2 甲は、乙が都市公園関係法令又は許可条件に違反した場合には、第84条第1項に基づく行為許可を取消し、又はその効力を停止することがある。この場合においては、乙に損失が生じても、甲はその補償をしないものとする。

(変更許可申請)

- 第87条 乙が、第84条第1項に基づく行為許可を受けた事項を変更しようとするときは、甲と協議し、甲の承認を得た上で、当該事項を記載した申請書を甲に提出し、その許可を得なければならない。
- 2 乙は、前項に基づく変更の結果、認定公募設置等計画に定める事項の変更が必要となった場合は、甲と協議し、甲の認定を得た上で、認定公募設置等計画を変更するものとする。

(イベントマネジメント)

第88条 乙は、リニューアルエリア内において、第三者がイベント開催を希望した場合、当該第三者と協議を行い、日程を含むイベント内容が公募設置等指針の内容、大通り公園パークマネジメントプラン及び認定公募設置等計画に沿ったものとなるよう協議を行うものとする。なお、当該第三者との協議が整わなかった場合において、当該第三者の希望を断ることは差し支えない。

2 乙は、協議の結果、第三者のイベントを開催する際は、乙は自ら主催又は共催する立場として当該イベントへ参画し、現場対応等のマネジメント業務を行い、乙自らの責任で当該イベントを管理運営するものとする。

3 乙は、前項のイベントの開催について、乙自らを申請者とし、第84条に定めた手続きを行うものとする。ただし、甲が事前に通達する定期的に通達する大通り公園で開催実績のある既存イベントについては、その限りではない。

第10章 認定計画提出者の責務と行為の制限等

(管理運営等)

第89条 乙は、公募対象公園施設、特定公園施設、その他公園施設及び利便増進施設の管理運営に関して、第三者等との必要な協議調整等を行うものとする。

2 乙は、リニューアルエリアにおいて、公園利用者が公平かつ平等に施設等を利用できるよう十分に配慮するものとする。

3 乙は、地域住民の利便の増進に寄与することを目的とした看板等における内容、表現等について、自ら基準を設け、甲へ報告することとする。また、甲は、その基準について修正を求めることができる。

4 乙は、地域に配慮した取組を行うこととする。

5 乙は、周辺住民の生活環境に配慮することとする。

(安全対策及び事故等への対応)

第90条 乙は、本事業の実施に当たり、事故、災害等に対応するための体制を整備し、その体制について書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、大通り公園や周辺におけるイベント開催時など来訪者の混雑が予想される場合の安全対策及び事故等への対応について甲に協力するものとする。

3 本事業の実施中に事故が発生した場合、乙は、当該事故発生時の帰責の如何にかかわらず、直ちに利用者の安全を確保するとともに、事故拡大の防止策を講じるなど、適切で速やかな対応を行い、その経過を甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

4 甲は、事故、災害等の緊急事態が発生した場合、緊急事態に対応するため、乙に対し、業務の一部又は全部の停止を命じることができる。

5 地震火災等の災害時に大通り公園が避難地等として利用される場合、乙は適切な対応を行うよう努めるものとする。

(行為の制限)

第91条 乙は、リニューアルエリアにおいて、次に定める行為を行い又は第三者に行わせることはできない。

- (1) 政治的又は宗教的な用途で、勧誘活動及び公園利用者が対象となることが予想される普及宣伝活動等
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に該当する風俗営業
- (3) 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- (4) 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。その後の改正を含む。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）及びその団体の利益となる活動を行う者の活動
- (6) 上記の他、公園利用との関連性が低く、本市が必要とみなすことができないと判断する行為

(私権の制限)

第92条 乙は、本協定に基づく権利並びに許可等の権利について、第三者に譲渡若しくは転貸し、又は担保に供することはできない。

- 2 乙は、自らが所有する公募対象公園施設及び利便増進施設について、抵当権その他の権利を設定し、第三者に譲渡もしくは移転することは妨げられない。ただし、公募対象公園施設の所有権を移転する場合は、法第5条の8に基づき、事前に書面により甲に申請し、地位の承継の承認を得なければならない。
- 3 乙は、リニューアルエリアの敷地について、借地権その他のいかなる権利も主張できない。
- 4 乙は、リニューアルエリアの敷地を第三者に占有させる等、甲の権利を侵害し、又は侵害する恐れのある一切の行為をしてはならない。

(事業の調査等)

第93条 甲は必要と認める場合、乙の費用負担に基づき、本事業の状況について乙自らが調査を行い、又は乙に報告を求めることができる。

- 2 甲は、前項の調査又は報告により、本事業が適切に実施されていないと認める場合、乙に対し、その改善を指示することができる。
- 3 乙は、甲から前項の指示を受けた場合、その指示に従わなければならない。

(委託の禁止等)

第94条 乙は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、本事業の一部（運営管理、運営方針の決定等、事業の主たる部分を除く）を第三者に委託する場合は、事前に書面をもって甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。
- 3 乙は、前項の規定により委託を行う場合、当該委託先に本協定の規定、管理許可等の条件及びその他関係法令等を遵守させなければならない。

4 乙は、委託先が次の各号に掲げる事項に該当することを知った場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する場合
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、銀行取引停止になっている者等、経営状況が著しく不健全である場合
- (3) 市町村税を滞納している場合
- (4) 消費税及び地方消費税を滞納している場合
- (5) 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、又は、法人でその役員に暴力団員に該当する場合、若しくは、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合

（保険）

第95条 乙は、自己の費用において、損害保険会社と保険契約を締結しなければならない。

2 乙は、営業開始前までに、前項の保険証書の写しを甲に提出しなければならない。

第11章 事業実施に当たっての負担区分等

（リスク分担）

第96条 協定期間中の甲乙のリスクの分担は別表のとおりとする。なお、別表に定めるもの及び本協定に別段の定めがあるもの以外の事項については甲乙協議により決定する。

2 乙は、甲又は第三者により、公園運営上やむを得ない事由による休業等のリスクが発生した場合、甲に対し営業補償及び休業補償等を請求することができない。

（損害賠償等）

第97条 甲が第109条第1項により本協定を解除した場合、その他乙の責めに帰すべき事由により甲が損害を被った場合、乙は当該損害を賠償しなければならない。

2 乙が第110条により本協定を解除した場合、その他甲の責めに帰すべき事由により乙が損害を被った場合、乙は当該損害の賠償を請求できる。

（第三者に与えた損害）

第98条 乙は、本事業の実施に当たり、第三者と紛争が生じ、又は第三者に損害を与えた場合、乙の責任と費用負担において、その紛争を解決し、又はその損害を賠償しなければならない。

第12章 不可抗力及び法令等の変更

(不可抗力発生時の対応)

第99条 不可抗力の発生により甲又は乙に損害、損失又は増加費用が発生する恐れがある場合、乙は早急に適切な対応措置をとり、不可抗力により発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力発生時の業務停止)

第100条 不可抗力の発生により、甲が公園施設の管理運営の全部若しくは一部の停止を指示した場合には、乙はその指示に従わなければならない。

- 2 前項に基づき甲が管理運営の一部の停止を指示した区域以外において、乙が管理運営の継続を行う際に発生した費用に関しては合理性の認められる範囲で、甲がその費用を負担するものとする。
- 3 甲又は乙は、不可抗力等により、本事業の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して施設の管理運営業務の全部若しくは一部の停止に関して協議を行うことができる。

(不可抗力による損害等)

第101条 不可抗力の発生に起因して、乙が管理する施設について、損害、損失又は増加費用が発生した場合、乙は文書で当該内容を甲に報告しなければならない。

- 2 不可抗力又は甲若しくは乙の責によらない事由により、甲又は乙に増加費用又は損害が生じた場合、その増加費用又は損害は各自の負担とする。

(不可抗力による協定解除)

第102条 不可抗力により本事業の遂行が困難となった場合、乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに甲に対し通知しなければならない。

- 2 前項の通知があった場合、甲及び乙は、当該通知の内容について確認し、不可抗力により本事業の遂行が困難であると甲が認めたときは、対応方針について協議するものとする。
- 3 前項の措置を講じてもなお、本協定締結後に発生した不可抗力により、本事業の継続が不能となったときは、甲乙協議の上、甲は、本協定を解除することができるものとする。
- 4 前項に基づき甲が本協定を解除することになった場合、乙は、速やかに第117条第1項に基づき原状回復するものとする。
- 5 第3項に基づき甲が本協定を解除した場合、第59条及び第83条第1項に基づく占有許可、第60条第1項及び第68条第1項に基づく設置許可（管理許可を含む。）、及び第84条に基づく行為許可を終了するものとする。
- 6 甲及び乙は、本協定に別段の定めがある場合を除き、第3項の解除により生じた増加費用及び損害を相互に請求できないものとする。

(法令等の変更による損害等)

第103条 法令等の変更、追加により、甲又は乙に増加費用及び損害が生じるときは、本協定に別段の定めがある場合を除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

(法令等の変更による協定解除)

第104条 法令等の変更により本事業の遂行が困難となった場合、乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに甲に対し通知しなければならない。

2 前項の通知があった場合、甲が当該通知の内容について確認し、法令等の変更により本事業の遂行が困難となったものであると認めるときは、甲及び乙は、対応方針について協議するものとする。

3 前項の措置を講じてもなお、法令等の変更により、本事業の継続が不能となったときは、甲乙協議の上、甲は、本協定を解除することができるものとし、その際の処理については第102条第4項ないし第6項の規定を適用する。

(保証金)

第105条 甲は、乙が設置許可(管理許可を含む。)条件を履行しないために甲に損害を与えた場合を考慮し、条例第12条に基づき、許可時に使用料の12か月分を保証金として徴収する。

2 前項の保証金は、第60条第1項及び第68条第1項に基づく許可期間満了時、第63条第1項又は第70条第1項に基づく許可取消時及び不可抗力により乙が対象施設の継続使用が不可能となった時に無利息で全額返還するものとし、それ以外の許可取消時は甲の損害額を差し引いた金額を無利息で返還する。

第13章 事業計画、報告及び評価、事業内容の変更、中止等

(事業計画、報告及び評価)

第106条 乙は、第60条第3項に規定する公募対象公園施設管理運営計画書、第68条第3項に規定する特定公園施設及びその他公園施設管理運営計画書及び第83条第1項に規定する利便増進施設管理運営計画書を甲の事業年度ごとに作成して、前年度の2月末日までに、甲へ提出しなければならない。

2 乙は、前項に基づく管理運営・維持管理状況を記載した「事業報告書」を事業年度ごとに作成して、毎事業年度終了後●日以内に甲へ提出しなければならない。事業報告書に記載する事項については、営利事業の利用実績、維持管理実績、本事業全体の収支実績のほか、その他必要に応じ甲乙協議の上決定する。

3 乙は、事業報告書にセルフチェックの結果を記載しなければならない。

4 甲は、必要に応じ事業報告書をもとに、次の各号に掲げる事項につき、事業評価を実施する。

(1) 本事業の趣旨に沿い、認定公募設置等計画に則した事業内容が展開されていたか。

(2) 公募対象公園施設、特定公園施設、その他公園施設及び利便増進施設の管理運営の不備により、第三者に危害を加えることがなかったか。

- (3) 公募対象公園施設、特定公園施設、その他公園施設及び利便増進施設の管理運営が適切に行われていたか。
- (4) 収益は適切に確保されたか。

(事業内容の変更、一時中止等)

第107条 社会情勢、経済情勢又はその他の事由により、本事業の内容を変更又は中止する必要がある場合、乙は中止の理由を示し、相当の期間を設けて甲と協議を行った上で、事前に書面により甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。

- 2 甲は、事情により、本協定に基づく事業の実施内容を変更する必要がある場合、乙に協議の上、変更を求めることができる。
- 3 甲は、乙が本協定、管理許可等の条件、その他関係法令等に違反するなど、必要があると認める場合、本事業の内容の変更又は一時中止を指示することができる。

(暴力団員等による不当要求を受けた場合の報告等)

第108条 乙は、本事業の実施に当たり、暴力団員等から妨害または不当要求を受けた場合、速やかに甲に報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

- 2 乙は、本事業に関して下請負、受託をさせた者、又は賃貸をさせた者（以下「下請負人等」という。）が暴力団員等から妨害及び不当要求を受けた場合、速やかに甲に報告するとともに、下請負人等に対し警察への届出を行うよう指導しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定により報告を受けた甲の調査及び届出を受けた警察の捜査に協力しなければならない。

第14章 協定の解除等

(甲による協定の解除等)

第109条 甲は、第106条第4項による事業評価等において、事業継続が不可能と判断された場合のほか、第7条の事業期間にかかわらず、設置許可、管理許可又は占用許可を取り消し、又は更新しない場合、若しくは、次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合には、本協定を解除することができる。

- (1) 乙が、本協定、第59条及び第83条第1項に基づく占用許可、第60条第1項及び第68条第1項に基づく設置許可（管理許可を含む。）、第84条に基づく行為許可、その他関係法令等に違反する行為を行った場合
- (2) 本協定の趣旨に反するなど、本事業の目的から逸脱し、甲からの再三の警告等が発せられてもなお改善が見られない場合
- (3) 甲乙間の信頼関係が失われた場合など、本協定を継続しがたい重大な事由が生じた場合
- (4) 乙が、銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生手続きの申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合

- (5) 乙が、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (6) 乙が、監督官庁により営業取消若しくは停止等の処分を受け、又は自ら営業等を休止もしくは停止した場合
 - (7) 乙又は乙が委託した第三者若しくは建物を賃借した者が以下のいずれかに該当するとき。
 - ア 暴力団員であると認められるもの
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるもの
 - ウ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるもの
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの
 - カ その他上記アないしオに準ずるもの
- 2 乙は、前項の規定により本協定を解除された場合、既納の使用料の還付、損失補償、損害賠償その他金銭の支払を求めるとはできない。

(乙による協定解除)

第110条 甲が本協定及び公募設置等指針等に規定される甲の義務に違反し、かかる義務違反により本事業の継続が困難であると認められる場合には、乙は甲に通知し、本協定を解除することができるものとする。

(甲乙の合意による協定の解除等)

第111条 乙は、経営状況など乙の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難と判断し、本協定を解除しようとする場合、甲に対して書面により中止の理由を示した解除の申請を行い、直ちに甲と協議を行うこととする。協議の結果、本市の承諾を得た場合は、一定期間の事業の継続を行った上で、本協定を解除し、事業を中止することができる。一定期間とは、1年間を目安とし、本市と協議の上決定するものとする。この場合、既納の使用料の還付を求めるとはできない。

- 2 本協定締結後、乙の責めによらない天災地変などの不可抗力により、乙の管理する公募対象公園施設、特定公園施設、その他公園施設及び利便増進施設が滅失又は毀損し、その効用を維持又は回復するのに過分の費用を要する等、本協定の履行が不可能となった場合、甲と乙は協議し、合意の上、本協定を解除することができる。この場合、甲は既納の使用料の全部又は一部を乙に還付することができる。
- 3 本条に基づく本協定の解除の効果は常に全体に及ぶものとし、本協定の一部だけを解除することはできないものとする。

(協定の解除等の公表)

第112条 甲は、第107条第3項に基づき、本事業の内容の変更又は一時中止を指示した場合、又は、第109条第1項に基づき本協定を解除した場合、乙の商号又は名称、所在地、変更等の内容及び理由を公表できるものとする。

2 前項の場合において、第109条第1項第7号に該当するときは、その具体的内容をあわせて公表するものとする。

(認定公募設置等計画の認定取り消し)

第113条 甲は、第109条、第110条若しくは第111条に基づき本協定が解除された場合、乙に通知して認定公募設置等計画の認定を取り消すものとする。

(公募対象公園施設の解除に伴う措置)

第114条 公募対象公園施設について、第109条、第110条若しくは第111条に基づき本協定が解除された場合で、公募対象公園施設の出来形部分が存在するときは、甲は速やかに第26条第1項及び第60条第1項に基づく設置許可の取り消しを行い、乙は速やかに、第117条第1項に基づき原状回復するものとする。ただし、第110条に基づき本協定が解除された場合の乙の損失に対する補償等については、法その他関連法令の規定に従うものとする。

2 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に公募対象公園施設の撤去をせず、又は原状回復を行わないときは、甲が乙に代わって公募対象公園施設の撤去又は原状回復を行うことができる。

3 前項の場合において、乙は、甲の撤去又は原状回復について異議を申し出ることとはできず、第110条及び第111条第2項に基づき本協定が解除された場合を除き、甲の撤去又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

(特定公園施設の解除に伴う措置)

第115条 特定公園施設について、第109条、第110条若しくは第111条に基づき本協定が解除された場合で、特定公園施設の出来形部分が存在するときは、甲は速やかに第45条第1項及び第70条第1項に基づく設置許可（管理許可を含む。）の取り消しを行い、甲が指定する施設を除き、乙は速やかに、第117条第1項に基づき原状回復するものとする。ただし、第110条に基づき本協定が解除された場合の乙の損失に対する補償等については、法その他関連法令の規定に従うものとする。

2 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に特定公園施設の撤去をせず、又は原状回復を行わないときは、甲が乙に代わって特定公園施設の撤去又は原状回復を行うことができる。

3 前項の場合において、乙は、甲の撤去又は原状回復について異議を申し出ることとはできず、第110条及び第111条第2項に基づき本協定が解除された場合を除き、甲の撤去又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

(利便増進施設の解除に伴う措置)

第116条 利便増進施設について、第109条、第110条若しくは第111条に基づき本協定が解除された場合で、利便増進施設の出来形部分が存在するときは、甲は速やかに第59条及び第83条第1項に基づく占用許可の取り消しを行い、乙は速やかに、第117条第1項に基づき原状回復するものとする。ただし、第110条に基づき本協定が解除された場合の乙の損失に対する補償等については、法その他関連法令の規定に従うものとする。

- 2 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に利便増進施設の撤去をせず、又は原状回復を行わないときは、甲が乙に代わって利便増進施設の撤去又は原状回復を行うことができる。
- 3 前項の場合において、乙は、甲の撤去又は原状回復について異議を申し出ることとはできず、第110条及び第111条第2項に基づき本協定が解除された場合を除き、甲の撤去又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

第15章 原状回復の義務

(原状回復の義務)

- 第117条 乙は、公募対象公園施設の営業終了日又は本協定の解除日から●か月以内に、リニューアルエリア及び乙の責めにより汚損もしくは破損した部分を原状に回復の上、甲の立会いのもとで甲に返還しなければならない。ただし、公募対象公園施設の営業終了日又は本協定の解除日から6か月以内の甲が指定する期日までに、本事業の終了後に新たに事業を実施する事業者（以下「新たな事業者」という。）と乙との間で、乙の設置する公募対象公園施設又は利便増進施設の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつこれらの譲渡について甲が同意した場合は、この限りではない。また、公募対象公園施設の営業終了日又は本協定の解除日から6か月以内の甲が指定する期日までに、乙が公募対象公園施設又は利便増進施設の全部若しくは一部を甲に寄付する申し出を行い、甲が受納を承認した場合も、この限りではない。
- 2 本事業における原状回復とは、原則として、乙の設置する公募対象公園施設及び利便増進施設については、構造物（基礎部分も含む。）及び供給設備を解体・撤去し、工事着手時の状態と同程度とすることをいう。
 - 3 第1項の規定による原状回復にかかる費用（必要な調査や法令等の手続きも含む）は、乙が負担する。
 - 4 乙が第1項の規定による原状回復を行わない場合、甲は代わりにこれを行い、原状回復にかかる費用が保証金の額を上回るとき、乙にその超過した費用を請求するものとする。
 - 5 前項により、乙が損害を受けることがあっても、甲は、その賠償の責を負わないものとする。
 - 6 乙は、やむを得ない事情により、第1項ただし書きに定める期日の変更を必要とする場合は、事前に理由を付して、書面により甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。
 - 7 乙は、第1項のただし書きにより、新たな事業者に乙の設置する公募対象公園施設又は利便増進施設を譲渡する場合、新たな事業者が事業に着手するまでに、文書等にて誠実に引継ぎを行わなければならない。
 - 8 第1項のただし書きにより、甲が公募対象公園施設又は利便増進施設の全部若しくは一部の寄付受納を承認した場合、乙は、甲が寄付受納した後の公募対象公園施設又は利便増進施設の管理運営を行うための管理許可（占有許可を含む。）を受けることはできない。

(設計)

- 第118条 乙は、原状回復工事の設計業務について、原状回復の内容は、設計時に甲と乙が協議して決定しなければならない。
- 2 乙は、設計の進捗状況や内容を報告し、甲の承諾を受けなければならない。また、業務完了後、設計図書を甲に提出の上、承諾を受けなければならない。
 - 3 乙は、原状回復工事の設計に関する一切の責任を負うものとする。
 - 4 甲は、原状回復工事の設計の状況について、随時乙から報告を求めることができる。
 - 5 乙は、原状回復工事の設計に当たって、認定公募設置等計画に基づくとともに、法、建築基準法（昭和25年法律第201号）、条例その他関係法令を遵守しなければならない。

(設計の変更)

- 第119条 甲は、前条第2項の設計図書について確認し、変更及び修正すべき点がある場合には、変更及び修正を指示することができる。

(工事責任者の設置)

- 第120条 乙は、原状回復工事の工事着手前に、工事責任者を設置し、甲に報告しなければならない。工事責任者は、全ての工事現場の施工運営・監理を行い、甲に工事現場に係る必要な報告を行うほか、工事現場に係る甲の指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行する責務を負う。

(原状回復工事)

- 第121条 乙は、第118条第2項に定める設計内容図書及び本条第3項に規定する工事計画書の承諾後、速やかに原状回復工事に着手しなければならない。
- 2 乙は、第118条第2項に定める設計図書及び本条第3項に規定する工事計画書に基づき、原状回復工事を行うものとする。
 - 3 乙は、原状回復工事の工事着手前に、原状回復工事の詳細図面、事業工事内容、工事期間、工事全体工程表及び各工程における施工方法を記載した工事計画書（以下「原状回復工事計画書」という。）を作成し、甲に提出し、承諾を得なければならない。
 - 4 甲及び乙は、前項に規定する原状回復工事計画書について、必要があると認められる場合には、内容の変更に関する協議を行うことができる。
 - 5 甲は、提出された原状回復工事計画書を審査し、本協定の趣旨に合致していれば、これを承諾するものとする。
 - 6 乙は、原状回復工事計画書の承諾後、1週間以内に、工事工程を書面により甲へ提出し、甲の承諾を得なければならない。

(第三者の使用)

- 第122条 乙は、原状回復工事に当たって第三者を使用する場合、事前に書面により甲に届け出なければならない。

2 前項の規定に基づく第三者の使用は全て乙の責任において行うものとし、原状回復工事に関して乙が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、乙の責めに帰すべき事由とみなす。

(保険)

第123条 乙は、自己の費用において、損害保険会社と保険契約を締結しなければならない。

2 乙は、工事着手前までに、前項の保険証書の写しを甲に提出しなければならない。

(許可)

第124条 乙は、公募対象公園施設の原状回復工事着手までに、原状回復工事に係る設置許可申請書を提出して甲の許可を得るものとする。

2 乙は、利便増進施設の原状回復工事着手までに、原状回復工事に係る占用許可申請書を提出して甲の許可を得るものとする。

3 設置許可及び占用許可申請書には、第118条第2項に規定する設計図書及び第121条第3項に規定する工事計画書を添付しなければならず、甲は、当該資料等を審査し、認められるものであれば、許可条件を付し設置許可又は占用許可を与えるものとする。

4 原状回復工事に係る設置許可及び占用許可に係る使用料は全額減免とする。

(許可の取り消し等)

第125条 甲は、都市公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合、その他法に定める事由が生じた場合においては、法第27条第2項及び法第28条の規定を適用することとする。

2 甲は、乙が都市公園関係法令又は許可条件に違反した場合には、前条第1項及び第2項に基づく許可を取消し、又はその効力を停止することがある。この場合においては、乙に損失が生じても、甲は、その補償をしないものとする。

(変更許可申請)

第126条 乙が、第124条第1項又は第2項に基づく許可を受けた事項を変更しようとするときは、甲と協議し、甲の承認を得た上で、当該事項を記載した申請書を甲に提出し、その許可を得なければならない。

(廃止届)

第127条 乙が、第124条第1項又は第2項に基づく設置許可又は占用許可を廃止しようとするときは、甲と協議を成立させた上で、当該事項を記載した廃止届を甲に提出しなければならない。

(許可の更新)

第128条 乙は、第124条第1項又は第2項に基づく設置許可又は占用許可期間の終了前の甲の指定する期日までに再度許可申請を行うことができる。甲は、当該許可申請を審査し、認められるものであれば、許可条件を付し許可を更新するものとする。

2 乙は、法の規定その他、合理的な理由によって甲が許可の更新を認めない場合においても、甲に補償や損害賠償を請求することはできない。

- 3 甲は、乙の許可申請が本協定及び認定公募設置等計画に合致していない場合、乙に対し、許可申請の補正を求めることができる。この場合、乙は速やかに許可申請書を補正しなければならない。

(説明及び立会いの要求)

- 第129条 甲は、原状回復工事の整備状況その他甲が必要とする事項について、必要に応じて、乙に対して説明及び立会いを求めることができる。
- 2 前項に規定する説明及び立会いの結果、整備の状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。
 - 3 甲は、整備期間中、事前の通知なしに原状回復工事に立会うことができる。
 - 4 乙は、甲が第1項及び前項に規定する説明を受けたこと又は立会を行ったことを理由として、原状回復工事の全部又は一部に契約不適合があった場合における責任を、甲に求めることができない。

(乙による完成検査)

- 第130条 乙は、自己の責任及び費用において、原状回復工事の完成検査を行うものとする。乙は、原状回復工事の完成検査の日程を、事前に甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定に従い行う完成検査に立ち会うことができる。なお、甲は、甲が必要と認める場合、乙に、必要最低限の破壊検査を行わせることができる。この場合において、検査又は復旧に要する費用は乙の負担とする。
 - 3 乙は、甲が本条に規定する完成検査への立会を行ったこと又は破壊検査を行ったことを理由として、原状回復工事の全部又は一部に契約不適合があった場合における責任を、甲に求めることができない。
 - 4 乙は、完成検査に対する甲の立会の有無を問わず、甲に対して完成検査の結果を、原状回復工事完了予定日までに、報告するものとする。

(甲による完了検査)

- 第131条 甲は、原状回復工事完了後、乙の完成検査の報告に基づき、原状回復工事の完了検査を実施するものとする。
- 2 完了検査の結果、原状回復工事の整備状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従うものとする。乙は、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。
 - 3 甲は、前項の是正の完了の報告を受けた場合、再度完了検査を実施するものとする。
 - 4 前項の再度の完了検査は、第2項の規定を準用して行うものとする。
 - 5 完了検査の結果、甲の承諾を得た場合、乙は公園原状回復届を速やかに甲に提出するものとする。

(工事期間の変更)

- 第132条 乙は、不可抗力又は乙の責めに帰すことのできない事由により、原状回復工事に係る工事期間を遵守できないときは、工事期間の変更を請求することができる。この場合において、甲は、乙と協議の上、合理的な工事期間を定めるものとし、乙はこれに従うものとする。

(工事の一時中止)

第133条 甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知した上で、原状回復工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

2 甲は、前項に従い原状回復工事の全部又は一部の施工を中止させた場合、乙と協議の上、必要があると認めるときは工事期間を変更することができる。

(整備工事の一時中止による費用等の負担)

第134条 甲は、前条による整備工事の一時中止が、乙の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、原状回復工事の続行に備え、工事現場を維持するための費用、労働者や建設機械器具等を保持するための費用、又はその他の原状回復工事の一時中止やその続行に起因して合理的な増加費用が必要となり、若しくは乙が損害を被ったときは、乙との間で必要な措置を行うため協議するものとし、補償については、法の規定に従うものとする。

2 前項の場合を除き、不可抗力又は法令等の変更により、原状回復工事の完了予定日を変更し、又は原状回復工事の一時中止が必要となる場合、合理的な増加費用及び損害は、第13章に従いその負担を定める。

(工事中に第三者に与えた損害)

第135条 乙が原状回復工事に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合、乙は、当該第三者に対して係る損害を賠償する責務を負うものとする。この場合において、乙は損害内容等を記した書面を作成し、甲に報告しなければならない。

第17章 補則

(届出義務)

第136条 乙は、次の各号の一に掲げる事由が生じた場合、直ちに書面により甲に届出なければならない。

- (1) 代表法人及び構成法人を変更した場合
- (2) 代表法人及び構成法人の主たる事務所又は事業所の所在地、商号、名称を変更した場合
- (3) 代表法人及び構成法人が銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生手続きの申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合
- (4) 代表法人及び構成法人が仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (5) 代表法人及び構成法人が、本事業の実施に当たり、第三者との間で紛争を生じ又は第三者に損害を与えた場合
- (6) 代表法人及び構成法人が、本事業の実施に当たり、地震、火災、風水害、盗難、その他の事由により、損害を被った場合
- (7) 代表法人及び構成法人の設置する施設が、本事業の実施に当たり、滅失又は毀損した場合

(協議)

第137条 甲及び乙は、必要と認められる場合は適宜、本協定に基づく一切の業務に関連する事項について、相手方に対し協議を求めることができる。

(著作権の使用)

第138条 甲は、設計図書について、甲の裁量により利用する権利及び権限を有し、その利用の権利及び権限は、本協定の終了後も存続する。

- 2 前項の設計図書が著作権法（昭和45年法律第48号。その後の改正を含む。）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合における著作者の権利の帰属については、著作権法の規定するところによる。
- 3 乙は、甲が当該設計図書を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならず、自ら又は著作権者（甲を除く。以下本条において同じ。）をして著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使し、又はさせてはならない。
 - (1) 成果物又は本施設の内容を公表すること。
 - (2) 本施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で、甲及び甲の委託する第三者をして複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - (3) 施設を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - (4) 本施設を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
- 4 乙は、自ら又は著作者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 設計図書を公表すること
 - (2) 設計図書を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること

(特許権等の使用)

第139条 乙は、それぞれ、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令等に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用する場合、その使用に関する一切の責任を負うものとする。ただし、その使用が甲の指示による場合で、かつ、乙が当該指示の不適當なことを重大な過失なくして知らなかったため甲に対しその旨指摘できなかった場合は、この限りではない。

(協定上の地位の譲渡)

第140条 乙は、本協定に別段の定めのあるほか、甲の事前の承諾なく、本協定上の地位及び権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、若しくは担保提供その他の処分をしてはならない。

(秘密保持)

第141条 甲及び乙は、本協定の内容、本協定に関する協議の内容及び本事業に関して本協定の相手方当事者より書面により開示を受けた情報であって当該開示の時点において秘密として管理されているものにつき、本協定の相手方当事者の事前の同意を得ずして第三者に漏らしてはならず、かつ本協定の目的以外の目的には使用しないものとする。ただし、甲若しくは乙が、司法手続若しくは法令等に基づき開示する場合、又は甲若しくは乙が本事業に関連して業務を委託したアドバイザーや本事業に融資を行う金融機関等に対し本協定と同等の秘密保持義務を課して開示する場合はこの限りでない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については適用されない。

- (1) 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本協定上の義務違反によることなく公知となった情報
- (2) 開示の時点で開示を受けた当事者が既に保有していた情報
- (3) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報

3 乙は、甲から提供を受けて知り得た秘密を事業期間中のみならず、事業期間終了後においても第三者に漏らしてはならない。

4 乙は、自己の業務従事者その他関係者に前項の義務を遵守させなければならない。

(個人情報の保護)

第142条 乙は、個人情報について、「個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」に基づき、個人情報の具体的な取扱いに係る規律を整備するほか、個人情報の保護に関する法律及び横浜市個人情報の保護に関する条例その他秘密保持に関するすべての法令等を遵守するとともに、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならないものとする。

2 乙は、甲が示す「保有個人データの開示等の請求に関する標準規程」に準拠して「保有個人データの開示等の請求に関する規程」を作成し、これに基づき適切な対応をしなければならない。

3 第1項の規定は、本事業の終了後においても同様とする。

(情報公開の責務)

第143条 乙は、甲が示す「情報公開に関する標準規程」に準拠して「情報公開規程」を作成し、これに基づき適切な対応をしなければならない。

(計算単位等)

第144条 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号。その後の改正を含む。）に規定するものとする。

2 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる通貨単位は、日本円とする。

(通知先等)

第145条 本協定で規定する書面による通知等については、本協定に記載された当事者の名称、所在地宛になされるものとする。

2 甲及び乙は、通知等の送付先について変更するときは、遅滞なく相手方に対して届け出るものとする。

(準拠法)

第146条 本協定は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈されるものとする。

(管轄裁判所)

第147条 本協定から生じる一切の法律関係に基づく非訟・訴訟・調停その他の法的手続の管轄については、甲の事務所所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を専属の管轄裁判所とする。

(補則)

第148条 本協定に規定のない事項又は本協定若しくは本協定に基づく権利義務に関し、疑義を生じた場合は、甲乙は、誠意をもって協議するものとする。

2 甲乙協議の上、必要と認めた場合は、書面により本協定の変更を行うことができる。本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市
横浜市長 山中 竹春

乙 〇市〇町〇丁目〇番〇号
〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

別表

< リスク分担表 >

項目	内容	リスク分担		
		本市	認定計画提出者	
法令変更	認定計画提出者が行う整備・管理運営業務に影響のある法令等の変更	協議事項		
	許可の更新		○	
土壌汚染・地中埋設物	土壌汚染が発見された場合及び新たに発見された地中埋設物に伴う工事の中止・延期		○	
債務不履行	本市が協定内容を不履行	○		
	認定計画提出者が業務及び協定内容を不履行		○	
事業の中止・延期	本市の責任による中止・延期	○		
	認定計画提出者の責任による中止・延期		○	
公園施設整備費の上昇	人件費、物品費等の物価及び金利の変動に伴う経費の増加		○	
管理運営費の上昇	認定計画提出者側の要因による管理運営費用の増大		○	
	本市側の要因による管理運営費用の増大	○		
	物価変動	公募対象公園施設及び利便増進施設（提案があった場合）の管理運営費にかかる経費の増加		○
		特定公園施設及びその他公園施設の管理運営費にかかる収支計画に多大な影響を与えるもの	○	
		上記以外のもの		○
	賃金水準	公募対象公園施設及び利便増進施設（提案があった場合）の管理運営費にかかる賃金水準の上昇による人件費の増加		○
		特定公園施設及びその他公園施設の管理運営費にかかる賃金水準の上昇による人件費の増加	○	
上記以外のもの			○	
資金調達	必要な資金の確保		○	
書類の誤り	本市が責任を持つ書類（提供資料を除く）の誤りによるもの	○		
	認定計画提出者が提案した内容の誤りによるもの		○	

住民対応	認定計画提出者が適切に管理運営すべき業務に関する苦情等		○
情報の安全管理	認定計画提出者の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩や犯罪発生等		○
要求水準の未達成	本市が要求する業務要求水準の不適合に関するもの		○
需要変動・施設の競合	需要の見込み違い、競合施設による利用者減、収入減		○
申請コスト	申請費用の負担		○
引継ぎコスト	施設運営の引継ぎ費用の負担		○
公募対象公園施設及び利便増進施設の損傷及び修繕	施設、機器、物品等の損傷・修繕		○
特定公園施設及びその他公園施設の損傷及び修繕	施設、機器、物品等の損傷及び修繕 【1件100万円未満の修繕】		○
	施設、機器、物品等の損傷及び修繕 【1件100万円以上の修繕】	○	
	物価変動や賃金水準の上昇等による上記の修繕金額の見直し	協議事項	
施設点検	施設の保全に伴う点検、停電等		○
施設の警備	認定計画提出者の警備不備によるもの		○
損害賠償	施設、機器等の不備による損害		○
	管理上の瑕疵による事故又は認定計画提出者の責めに帰すべき行為により利用者に損害を与えた場合又は臨時休業に伴う損害		○
不可抗力※1	不可抗力による施設の運営の休止、変更、延期又は臨時休業		○
	不可抗力が生じた場合における施設の運営の継続	協議事項	

※1 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ及び伝染病・感染症の流行、社会経済情勢の著しい変化等

別図 事業区域

別紙 個人情報取扱特記事項